

社会福祉法人正美保育園 役員、評議員、評議員選任・解任委員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正美保育園（以下「本法人」という。）役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 本法人定款第5条に定める評議員、第6条に定める評議員選任・解任委員及び第16条に定める役員が評議員会、評議員選任・解任委員会及び役員会等に出席したときには、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第3条 本法人定款第5条に定める評議員、第6条に定める評議員選任・解任委員及び第16条に定める役員が法人業務のため出張する場合は、本法人職員旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

(改正)

第4条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 報酬表

区分	報酬額	
	役員(理事、監事)	5,000円
役員会、評議員会等に出席した場合の報酬	評議員	5,000円
	評議員選任・解任委員	3,000円